



2020年9月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2100

### 第181期定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は、2020年7月31日開催の当社第181期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）について、議決権行使書の到達期限を2020年7月30日午後5時15分と定めておりましたが、本定時株主総会終了後の2020年8月上旬に、当社の一部株主から、賛否を表明した議決権行使書（以下「本議決権行使書」といいます。）を提出期限の3日前の2020年7月27日に郵送により発信したにもかかわらず、当社が臨時報告書により開示した本定時株主総会の議決権行使結果に反映されていないとの指摘を頂きました。

当社は、当社の定款及び金融商品取引所の有価証券上場規程の定めに基づき、株主名簿管理人を設置することとしており、株主名簿管理人として三井住友信託銀行株式会社（以下、「SMTB」といいます。）を選任し、議決権の事前行使の集計は株主名簿管理人であるSMTBが行っております。このため、当社は、SMTB及び本議決権行使書を郵便物として取り扱った日本郵便株式会社に本議決権行使書の配送および集計状況について調査を要請しておりましたところ、今般、SMTBおよび日本郵便株式会社の両社から調査報告を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

また、客観性及び透明性を担保するため、社外取締役のみで構成されている当社監査委員会が、現在、SMTBの調査方法及びその結果の相当性について、外部の法律事務所に委託して検証を行っておりますが、SMTBの報告と日本郵便株式会社の報告との間で一部整合しない内容が確認されておりますので、両社それぞれに追加の確認を求める予定です。

なお、SMTBの報告によれば、本議決権行使書を含め2020年7月30日までに物理的に持ち込まれていたものの有効な議決権として集計されていない議決権行使書は、本議決権行使書を含め1,139枚、その議決権数は合計で58,747個（議決権比率1.3%）であり、議決権行使の有無にかかわらず、本定時株主総会で上程された議案の可決否決の結果に影響を与えるものではありません。

しかしながら、当社は、株主総会における株主の意思表示である議決権行使という当社株主の皆様が有する重要な権利の確保の観点から、本件については、すでに東京証券取引所にも状況を共有申し上げるとともに、本件は当社固有の問題ではなく他のSMTBへの委託会社

の議決権行使書の集計に共通の問題であることから引き続き慎重に検証を進めており、適切な措置を講じていきます。当社の対応につきましては、今後、適宜お知らせいたします。

## 記

### 1. SMTB からの報告概要

- SMTB は議決権行使書集計業務を三井住友トラスト TA ソリューション株式会社に委託し、同社から同業務を日本株主データサービス株式会社（JaSt）に再委託している。
- JaSt による議決権行使書の取扱いは、繁忙期（株主総会が多く開催される 3 月、5 月、6 月）と通常時では異なっている。
- 通常時では、郵便局から議決権行使書が JaSt に配達されるのと同時に、JaSt に配達された議決権行使書の数が記載された交付証が交付される。JaSt は当該議決権行使書を当該配達日に受領したのものとして集計を行う。
- 繁忙期には、議決権行使書の集計のための時間を確保するため、JaSt は郵便局に本来の配達日の前日の朝に JaSt に持ち込むよう依頼している。もっとも、議決権行使書の通数が記載された交付証は持ち込まれた日の翌日に交付されている。JaSt は、議決権行使書の到達日を、本来の配達日である、議決権行使書を持ち込まれた日の翌日として取り扱っている。なお、この取扱いは特定の会社や特定の株主との関係で行っていたものではなく、繁忙期を通じて一律の運用として行っていたものである。
- 通常 7 月は繁忙期ではないが、今年は相当数の上場会社が定時株主総会を 7 月に延期したことから、7 月も繁忙期として取り扱った。
- 上記の運用に従い、本来の配達日が 7 月 31 日である本議決権行使書は、JaSt に 7 月 30 日に持ち込まれていた。
- 本議決権行使書は、7 月 30 日午前 9 時 30 分頃に JaSt に持ち込まれて JaSt 側で無関係な郵便物の混入等の整理を行い、7 月 31 日に受領したのものとして取り扱った。これは、他の会社の取扱いと同じであり、当社についての特別の取扱いではない。
- JaSt は議決権行使書の通数をカウントするため、OCR 機で議決権行使書を読み込んだ。ただし、通数のカウントのみで、賛否集計のためのカウントは行われていない。この作業は 7 月 30 日の午後 2 時 30 分頃に行った。
- 7 月 30 日に持ち込まれたものの有効な議決権として集計されていない議決権行使書面にかかる議決権数は 58,747 個。

### 2. 現在の状況及び今後の見込み

当社は日本郵便株式会社から、本議決権行使書については、遅くとも 2020 年 7 月 30 日には SMTB に到着していたものと考えられること、ただし、料金受取人払郵便物の料金・通数を記載したレシート（交付証）には、本来配達当日付で押印を得るところ、当該局では配達日の翌日の日付で押印を得ていた、旨の回答をいただいておりますが、SMTB の報告と日本郵便株式会社の報告との間で一部整合しない内容があることから、当社監査委員会において慎重に内容を精査しており、両社それぞれに追加の確認を求める予定です。また、SMTB の報告によれば、本件は当社固有の問題ではなく、他の委託会社の議決権行使書の集計に共通の問題であることから、当社は SMTB としての対応方針についての報告を踏まえて、引き続き慎重に検証を進め、適切な措置を講じてまいります。

以 上